平成２５年（フ）第９８３号
福岡市東区多の津４丁目18番28号
債務者　緒方　節子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１００３号
福岡市博多区寿町３丁目４番30―805号
債務者　加茂下博志
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０３７号
福岡市博多区麦野５丁目13番32―102号
債務者　古賀　朝子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０３９号
福岡市東区西戸崎３丁目18番34―702号
債務者　河野　俊治
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０４８号
福岡県糟屋郡志免町南里７丁目４番７号セジュールますみ102号
債務者　薙野　　恵（旧姓岩谷）
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０７３号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木616番地11
債務者　田中　正美
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０８０号
福岡市西区壱岐団地56番401号
債務者　島田　正秀
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１０２号
福岡市博多区吉塚３丁目28番12号
債務者　小島　友子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１１５号
福岡市博多区元町２丁目６番９号
債務者　宗　健太郎
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１２２号
福岡県糸島市浦志１丁目10番１号106
債務者　川島　利定
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１２６号
福岡県福津市151番地の１中岡第２ビル103号
債務者　尾方　　緑
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１２７号
福岡市早良区野芥３丁目24番12―202号
債務者　松隈真喜子こと　松隈眞喜子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１２９号
福岡市博多区板付７丁目９番30号
債務者　横谷　　仁
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１３８号
福岡市博多区住吉５丁目６番５号
債務者　堀川　　学
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１４１号
福岡市城南区田島３丁目16番23号
債務者　熊坂　松子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１７１号
福岡市博多区光丘町１丁目２番22―104号
債務者　安武　勝久
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１８２号
福岡市東区箱崎４丁目39番27―306号
債務者　小澤　　彩
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３７７号
東京都八王子市石川町1920番地石川団地１―107
債務者　坂本　秀美
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部